

複写連HP URL
fukusyaren.or.jp/
 401k HP URL
fukusya401k.jp

複写連だより

日本複写産業協同組合連合会
 〒105-0011東京都芝公園1-7-8
 ITビル4階 電話03(5402)6167
 FAX03(5402)1088
 e-mail
fukusya-2948@tuba.ocn.ne.jp
 URL <http://www.fukusyaren.or.jp/>

全国各地協同組合 理事会・賀詞交歓 会開催！

新年が明けました。経済環境も厳しくなるばかりですが、全国各地の協同組合においては新年の活動が始まっています。

関東複写センター協同組合(斎藤隆正理事長)では、1月15日(火)定例理事会並びに新春セミナーを開催し、同日夕刻から組合員、関連団体・賛助会員が参加し平成25年新春賀詞交歓会を開催します。

近畿複写産業協同組合(楠本雅一理事長)では、1月10日(木)、理事会を行い、同時に臨時総会を開催します。その後、組合員、関連団体・賛助会員が参加し恒例の新年互礼会が行われる予定です。

福岡複写産業協同組合(渡邊聖太理事長)では、1月23日(水)定例の理事会を開催する予定です。

アイ・エム・エヌ協同組合(森下修至理事長)では、2月5日(火)四谷長崎料理出島厨房にて新年情報交換会を開催する予定です。

以上のように今後も各地域組合の情報も順次掲載していく予定です。

事務局からも今後の組合の行事等についてお問い合わせを随時行いますので、ご連絡をお願いしたいと思います。

会長のひとり言 経済産業省所管 「下請法」について

年も明け、複写連加入の皆様には、お客さまとの契約が年度契約という会社も数多くあると思います。

昨今の業界ではこの契約の

締結がその会社の命運を握っていることも決して少なくはないと思います。

大手企業や官公庁の契約においてあまりにもお客さまのわがままがひどくなっています。零細企業として諸般の事情から原価を割っていることは承知の上で契約しなければならないこともあれば、一方、泣く泣く契約を放棄する場合があります。

デフレ経済状況の下、このようなケースが近年非常に多く続出し、業界としてどのように対応すべきかが今後の大きな問題点として浮き上がることとなります。

皆様すでにご存知のように、現在政府ではこのような弱いものいじめめ契約を規制する目的を持って、「下請法」という法律を定めています。

これは不公正な契約を排除すること、そして弱者である中小企業を守る法律でもあります。

一方、いろいろな理由から、このような法律が適用される場合は少なく、結局弱者は強者に屈するしかないのが現状であることも事実です。

しかし、それではいつまでも強者・弱者の関係は勿論、経済的原理から考えても、私たちが提供する業務は役務的(労働集約型)物品提供業務が成り立つわけはありません。

業界として、また業者としてお客さまの一方的な要求に屈するだけではなく、それなりの理論武装をし、お客さまとの契約関係を正常に成立させるべく努力していく必要があると考えています。

そのためにも今後、このような弱者を守るべく成立した法律の遵守を目標に掲げ、それなりに研修を積み重ね、業界人としての法律的知識の集積を行うことも営業スキルの向上につながり、お客様を説得できる方法論のひとつであ

ると考えています。

業界全体が同じ方向を目指すことでそのパワーは増すものだと確信しています。

これを実現するため、今後も絵空事とならないよう、施策の実現に向け頑張っていきたいと思います。

私たち業界の存続をかけた戦いは、いまや手段を選べぬところまでできているという現実を直視しご協力をいただければと思います。

今回このようなことを書かせていただいたのは、これから年度末、年度初めに締結される契約において、それぞれの会社様が遭遇する、いろいろなトラブルや問題点について、正確な情報を複写連にお寄せいただき、それをとりまとめ、担当する官公庁へのアピールの材料にもなることを期待するからです。場合によっては業界あげての請願書の提出なども手段の一つです。

やる前からあれもダメ、これもダメと諦めては物事は前進しません。

細かな、見逃しがちな情報から新しいヒントも生まれることもあります、このような協力による新しい発見こそが複写連のお役立ちのひとつだと思います。ご協力をお願いします。

参考までに、昨年11月に通達された「下請法」の運用についての通達文を掲げます。ぜひご一考いただければと思います。

平成24年2月3日
 公正取引委員会
 経済取引局取引部
 取引企画課御担当 殿
 中小企業庁事業環境部
 取引課官公需担当
 各府省等が公表した低入札
 価格調査制度に基づく調査
 情報のとりまとめ及び提供
 について

平成23年6月28日に閣議

決定された「平成23年度中小企業者に関する国等の契約の方針(以下「契約の方針」という。)」の「第1-5ダンピング防止対策等の推進(2)低入札価格調査制度の適切な活用等」に盛り込まれた措置事項に基づき、低入札価格調査制度に基づく調査情報一覧表(暫定版)を別添のとおりとりまとめましたのでご提供申し上げます。

閣議決定された契約の方針では、ダンピング等の行き過ぎた低価格競争は、従事者への待遇悪化(賃金の引き下げ等)、作業品質の低下等の悪影響をもたらす懸念があることから、「適切な予定価格の作成」、「低入札価格調査制度の適切な活用等」の対策を講じているところですが、本年度から人件費比率が高く、単価の低い役務契約(清掃、警備、自動車運行管理等)について、各府省が公表する「低入札価格調査基準額を下回る額で落札があった場合の調達情報」を中小企業庁が取りまとめ、労働関連法等の所管行政庁に提供することにより業務執行に活用していただき、監視強化を図るというものです。

なお、提供後の対応状況については、「契約の方針」の措置状況(活用について)として把握させていただき、ダンピング対策としての監視効果を公表したいと考えています。これにより、行き過ぎた低価格競争の抑止力となることを期待しております。

<本件に関するお問い合わせ先>

中小企業庁事業環境部取引課
 官公需担当 高木、野澤
 電話 03-3501-1669(直通)
 低入札価格調査制度に基づく調査情報について

今回配付したデータは、平成22年度と平成23年度第3四半期までの入札又は契約の案件で、かつ平成23年10月

から平成24年1月中旬の間に各府省等のHPで掲載されていたものです。したがって、各機関によって情報開示部分に差があるため空欄になっている箇所もあります。また、調査時点で既にホームページの掲載が削除されている場合も考えられるため、全契約件数を網羅したものではありません。

提供する案件は役務案件であり、工事系の役務（産業分類の小分類742土木建築サービス業に準ずるもので、例えば「設計管理業務」、「建設コンサルタント業務」、「測量業務」、「地質調査業務」等をいいます。）を除いたものになります。よって、契約の方針で述べていた「人件費比率の高い役務契約であって人件費単価の低い業務」以外も含まれています。金額については税込み金額で表記しています。

「平成23年度国等の契約の方針」抜粋
第1-5 ダンピング防止対策等の推進

(1) - 略 -

(2) 低入札価格調査制度の適切な活用等

- 略 -

国等は、特に人件費比率の高い役務契約については、適正な履行確保の観点から、低入札価格調査基準価格を下回る価格により落札した者と契約する場合における措置として、入札価格内訳書の徴収の徹底とともに、落札の決定があった旨の公表の徹底を行うものとする。また、下請代金支払遅延等防止法、独占禁止法及び労働関連法等の所管行政庁は、その執行を図る上で、必要に応じ下記において中小企業庁が取りまとめた情報も含め、低入札価格調査制度に基づく調査情報も活用する。

中小企業庁は、特に人件費比率の高い役務契約であって人件費単価が低い業務（清掃等）について、各府省等が公表する低入札価格調査制度に基づく調査情報を取りまとめ、下請代金支払遅延等防止法、独占禁止法及び労働関連法等の所管行政庁に提供する。

- 略 -

20121022 中第2号
公取企第73号

平成24年11月19日
親事業者代表者 殿

経済産業大臣
公正取引委員会
委員長代理委員
下請取引の適正化について
我が国の景気は、世界景気の減速等を背景として、弱い動きがみられます。

世界景気の更なる下振れや金融資本市場の変動等が景気を下押しするリスクとなっており、とりわけ中小企業においては、デフレの影響等に対する注意が必要とされている中で、円高等の影響も懸念され、予断を許さない状況にあります。

こうした経済状況を踏まえ、公正取引委員会及び経済産業省は、下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号。以下「下請法」といいます。）違反行為への厳正な対処を行うとともに、親事業者等に対する下請法の普及啓発を行っております。

下請法は「下請代金の支払遅延」、「下請代金の減額」、「買いたたき」等の行為を禁止するものです。平成23年度においても、違反した親事業者に対して、支払遅延については下請代金を速やかに支払わせ、下請代金の減額については減額分を下請事業者に返還させるなど、18件の勧告を行っているところ、公正取引委員会及び経済産業省は、本年度も一層、下請法の厳正な運用に努めてまいります。

公正取引委員会においては、下請取引の適正化を一層推進する観点から、下請事業者を始めとした中小事業者が所在する地域に公正取引委員会職員が出張し、下請法について分かりやすく説明するとともに中小事業者からの相談受付等を行う「移動相談会」、企業のコンプライアンス意識の高まりや、下請法に関する基礎的な内容について講習を受けたいとの要望に応じた「下請法基礎講習会」、下請法に関する一定の知識を有する者を対象として、より具体的な事例を中心とする「下請法応

用講習会」を実施しております。

さらに、過去に下請法違反がみられた業種等に一層の法令遵守を促すことを目的として、業種ごとの実態に即した分かりやすい例を用いて説明を行う「業種別講習会」を実施しております。

経済産業省においては、下請法の法令遵守の徹底を促すため、累犯により改善指導を受けた親事業者等の役員等への特別事情聴取の実施、全国47の県庁所在地にて企業の調達者等を対象とした下請法の講習会を開催、業種の特性に応じた違反行為や望ましい取引事例を解説する下請適正取引等の推進のためのガイドライン（下請ガイドライン）説明会の開催等を実施しております。

冒頭で触れました現下の厳しい経済状況では、世界景気の減速や円高等による企業収益への影響などが立場の弱い下請事業者に不当にshaw寄せされることがないように配慮することが必要です。特に、これから年末にかけての金融繁忙期を迎えるに当たり、下請事業者の資金繰り等について一層厳しさを増すことが懸念され、親事業者が下請代金を早期にかつ可能な限り現金で支払い、下請事業者の資金繰りに支障を来さないようにすることが期待されます。

貴社におかれましては、このような状況を十分に認識いただき、下請取引を行う際には、下請事業者への不当なshaw寄せが生ずることのないよう、社を挙げて取り組んでいただきますようお願いいたします。特に別紙の記載事項については、調達担当者のみならず役員等責任者まで周知徹底を図り、担当役員等の責任者には調達担当者の指導及び監督に当たらせるなど、適切な措置を講じるよう強く要請いたします。

最近では、法令遵守意識の高まりを受け、企業の中には自主的に様々な工夫を施し下請法の趣旨を分かりやすく社内

極的に行っている事例もあります。

しかし、大手企業の中にも依然として法令遵守が徹底されていない事例がみられ、減額、支払遅延などの下請法違反行為が行われ、改善指導や勧告の対象となった親事業者も存在します。勧告の対象となった場合には事業者名等の公表を行うことにもなります。貴社におかれましては、このような事態の生じることのないよう十分に注意してください。

(別紙)

親事業者の遵守すべき事項
下請取引を行うに当たって、親事業者は、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）に従い、下記事項を遵守しなければならない。

記

1 親事業者の義務

(1) 書面（注文書）の交付及び書類の作成・保存義務

- ・ 下請事業者に物品の製造や修理、情報成果物の作成又は役務の提供を委託する場合、直ちに注文の内容、下請代金の額、支払期日、支払方法を明記した書面（注文書）を下請事業者に交付すること。

(下請法第3条)

- ・ 注文の内容、物品等の受領日、下請代金の額、支払日等を記載した書類を作成し、これを2年間保存すること。

(下請法第5条)

(2) 下請代金の支払期日を決める義務及び遅延利息の支払義務

- ・ 下請代金の支払期日は、親事業者が下請事業者から物品等を受領した日から60日以内において、かつ、できる限り短い期間内に定めること。

(下請法第2条の2)

- ・ 支払期日までに下請代金を支払わなかったときは、下請事業者から物品等を受領した日から起算して60日を経過した日から支払をするまでの期間について、その日数に応じ、未払金額に年率14.6パーセントを乗じた額を遅延利息として支払うこと。(下請法第4条の2)

2 親事業者の禁止行為

(1) 受領拒否の禁止

・ 納品された物品等が注文どおりでなかった場合等を除いて、注文した物品等の受領を拒むこと。(下請法第4条第1項第1号)

(2) 下請代金の支払遅延の禁止

・ 支払期日の経過後なお下請代金を支払わないこと、すなわち下請代金の支払を遅延すること。(下請法第4条第1項第2号)

例えば以下の行為は禁止行為に当たります。

- 受け取った物品等の社内検査が済んでいないことや社内の事務処理の遅れを理由に下請代金の支払を遅延すること。

(3) 下請代金の減額の禁止

・ 下請事業者に対して責任がないのに、発注後に下請代金を減額すること。

(下請法第4条第1項第3号)
(減額の名目、方法、金額の多少、下請事業者との合意の有無を問わない。)

例えば以下の行為は禁止行為に当たります。

- 単価の引下げ改定について合意した場合に、合意前に既に発注されているものにまで新単価を遡及適用すること。

- 手形払を下請事業者の希望により一時的に現金払にした場合に、その事務手数料として、下請代金の額から自社の短期調達金利相当額を超える額を減ずること。

(4) 返品禁止

・ 取引先からのキャンセルや販売の見込み違い等、下請事業者に対して責任がないのに、下請事業者から物品等を受領した後、下請事業者にその物品等を引き取らせること。(下請法第4条第1項第4号)

(5) 買いたたきの禁止

・ 同種、類似の委託取引の場合に通常支払われる対価に比べて著しく低い下請代金の額を不当に定めること。(下請法第4条第1項第5号)

例えば以下の行為は禁止行為に当たります。

- 親事業者の予算単価のみを基準として、一方的に通常の単価より低い単価で下請代金の額を定めること。

- 多量の発注をすることを前

提として下請事業者に見積りをさせ、この見積価格を少量発注する場合に適用すれば通常の対価を大幅に下回ることになるにもかかわらず、その見積価格の単価を少量の発注しかない場合の単価として下請代金の額を定めること。

(注) 買いたたきの事例等を解説した「ポイント解説 下請法」も御参照ください。

公正取引委員会及び中小企業庁ホームページからダウンロード可能です。

<http://www.jftc.go.jp/sitauke/pointkaisetsu.pdf>

http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/070713shitaukedaikin_gui.de.htm

(6) 物の購入強制・役務の利用強制の禁止

・ 正当な理由なくして、自社製品、手持余剰材料その他の自己の指定する物を下請事業者に対して強制して購入させたり、役務を強制して利用させること。(下請法第4条第1項第6号)

(7) 報復措置の禁止

・ 下請事業者が親事業者の違反行為について公正取引委員会又は中小企業庁に知らせたことを理由として、取引の数量を減じたり、取引を停止するなどの不利益な取扱いをすること。(下請法第4条第1項第7号)

(8) 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止

・ 親事業者が原材料等を有償で支給した場合に、この原材料等を用いて下請事業者が製造又は修理した物品の下請代金の支払期日より早い時期に、この原材料等の代金を支払わせたり、下請代金から控除すること。(下請法第4条第2項第1号)

(9) 割引困難な手形の交付の禁止

・ 下請代金の支払につき、下請代金の支払期日までに一般の金融機関による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付することにより、下請事業者の利益を不当に害すること。(下請法第4条第2項第2号)

手形サイトは、原則として、

120日以内(繊維業にあっては90日以内)とされている。(通達:41公取下第169号及び第233号、41企庁第339号及び第467号)

(10) 不当な経済上の利益の提供要請の禁止

・ 下請事業者に対して、自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させることにより、下請事業者の利益を不当に害すること。(下請法第4条第2項第3号)

(11) 不当な給付内容の変更・やり直しの禁止

・ 下請事業者に対して責任がないのに、発注内容の変更を行い、又は下請事業者から物品等を受領した後(役務提供委託の場合は役務の提供後)にやり直しをさせることにより、下請事業者の利益を不当に害すること。(下請法第4条第2項第4号)

助成金・補助金

助成金・補助金を活用 攻めの経営で 業績アップ!

この欄は、大変有益なお話なのでリコーホームページから抜粋してお伝えしています。

更新日:2013年1月7日

障害者初回雇用奨励金(ファースト・ステップ奨励金)

【全国】 随時 雇用
対象労働者1人目を雇用した場合に限り、奨励金100万円を支給

重度障害者等多数雇用施設設置等助成金

【全国】 随時 雇用
対象経費の2/3以内、限度額1億円

職場支援従事者配置助成金(職場支援パートナー配置助成金)

【全国】 随時 雇用
対象労働者(短時間労働者以外)1人当たり月額3万円(中小企業は4万円)を、支給対象期間に分けて支給

精神障害者雇用安定奨励金

【全国】 随時 雇用
限度額180万円(精神障害者支援専門家1人につき)

難治性疾患患者雇用開発助成金

【全国】 随時 雇用
対象経費の1/4~1/3以内、限度額45万円

発達障害者雇用開発助成金

【全国】 随時 雇用
対象経費の1/4~1/3以内、限度額45万円

ベンチャー企業成長支援ファンド

【東京都】新事業 その他

総額55億円のファンド

平成24年度スマートエネルギーシステム導入促進事業費補助金(スマートエネルギーシステム導入促進事業)

【全国】2013年01月31日(木)17時必着 エコ 設備

対象経費の1/10~2/3以内
次世代型熱利用設備導入緊急対策事業

【全国】2013年03月29日(金)17時必着 エコ 設備

対象経費の1/2又は1/3以内
平成24年度「三重県新エネルギー活用システム普及促進事業」補助金

【三重県】2013年02月28日(木)まで エコ

対象経費の1/10以内、限度額35万円

あおもり農商工連携ファンド 【青森県】2013年01月31日(木)まで その他

対象経費の1/2~10/10以内、限度額500万円

あおもり元気企業チャレンジ助成事業 平成25年度

【青森県】2013年01月31日(木)まで 新事業 開発 販路 対象経費の1/2~10/10以内、限度額500万円

平成25年度移住・交流による地域活性化支援事業

【全国】2013年02月01日(金)まで その他 限度額200万円

高齢者労働移動受入企業助成金

【全国】 随時 雇用
雇入れ1人につき70万円(短時間労働者40万円)、詳細は受給要綱参照

平成24年度地域商業再生事業(補助金)

【全国】2013年01月11日(金)17時必着 その他 対象経費

の2/3以内、限度額500万円
平成25年度 しずおか農商工連携基金事業助成金
【静岡県】2013年01月18日(金)まで 開発 販路 対象経費の2/3以内、限度額200万円
ふくいの逸品創造ファンド助成金
【福井県】2013年02月01日(金)必着 開発 販路 対象経費の1/2~2/3以内、限度額500万円
コンベンション開催資金助成 【東京都】2013年02月28日(木)まで その他対象経費の1/2以内、限度額1,000万円
次世代・地域資源産業育成事業募集(平成24年度第3回)
【鳥取県】2013年01月25日(金)まで 新事業 開発 販路 対象経費の2/3~10/10以内、限度額1,000万円
平成25年度あいち中小企業応援ファンド助成事業
【愛知県】2013年02月15日(金)まで 新事業 その他 限度額8,000万円
高齢者労働移動受入企業助成金
【全国】 随時 雇用
雇入れ1人につき70万円(短時間労働者40万円)、詳細は受給要綱参照
高齢者職域拡大等助成金
【全国】 随時 雇用
対象経費の1/3以内、限度額500万円
均衡待遇・正社員化推進奨励金
【全国】 随時 雇用 改善
新たに転換制度を導入し、かつ、1人以上の支給対象労働者に適用した場合、中小企業事業主40万円、大企業事業主30万円、対象労働者2人目~10人目まで、1人につき 中小企業事業主20万円、大企業事業主15万円等、詳細は受給要綱参照
モノづくり企業省エネ設備改修モデル補助金
【石川県】2013年01月31日(木)まで エコ設備
対象経費の1/2以内、限度額50万円

これで分かった!わが社でもらえる助成金!~実践編

1. 派遣労働者を直接雇用して100万円!

派遣労働者雇用安定化特別

奨励金

事例) A社 東京都 建設業 従業員15名

事務職員が退職してしまったため、後任が必要となりました。しかし、いきなり正社員を雇うのはためらいがあったので、派遣労働者の方に聞いてもらうことにしました。

その方がとても良い方だったので、直接雇用したいと思い、本人に伝えたとこ承諾してくれました。社会保険労務士の先生に派遣労働者を直接雇い入れても問題ないか尋ねたら、「派遣契約期間が終わってからであれば大丈夫。あと、派遣期間が6か月を超えていたら派遣労働者雇用安定化特別奨励金を受けることができますよ。」と言われました。派遣期間中に人柄や適性などを見極めてから採用できたこと、奨励金も受給できるので、とても満足しています。

正社員が退職してしまったためその代替要員として派遣労働者を受け入れるケースはよくある話ですが、その派遣労働者を気に入って派遣期間終了後に雇い入れ、6か月以上雇用した場合、派遣労働者雇用安定化特別奨励金(平成24年3月31日までの暫定措置)の支給を受けることができます。

受給できる額は、中小企業の場合、第1期(雇入れから6か月後)50万円、第2期(雇入れから1年6か月後)25万円、第3期(雇入れから2年6か月後)25万円の計100万円となります。

この助成金の条件のポイントは、次のとおりです。

1) その業務を派遣労働者に担当させた期間が6か月以下ではダメ

はじめて派遣労働者をその業務に就かせた場合、6か月の派遣期間満了後にその者を雇い入れてもこの条件を満たしたことはありません。「7か月」など6か月を超える期間その業務に派遣労働者を就かせてください。また、派遣労働者の変更は大丈夫ですので、た

例えば最初3か月間派遣労働者Aさんに担当してもらったが、その後4か月間Bさんという別の派遣労働者に担当してもらい、そのBさんを派遣期間満了後に採用した場合、奨励金を受けることができます。

2) 派遣先管理台帳を作成・保存しておくこと

この奨励金の支給申請書の記載は比較的簡単ですが、添付書類の一つに派遣期間すべての「派遣先管理台帳」が必要となります。これは労働者派遣法において派遣先が義務として作成・保存しておかなければならないものですので、忘れないようにしてください。

2. 年長フリーター等を直接雇用して100万円!

若年者等正規雇用化特別奨励金

事例) B社 大阪府 食品加工業 従業員30名

求人広告を出してもなかなか応募がなく、ハローワークに求人を依頼しましたが、その際に「若年者等正規雇用化特別奨励金」のことで知り、難しい条件もなかったため申請しました。フリーターということでちょっと心配していましたが、ハローワークに紹介してもらった方は特に問題なく今も元気に働いています。来月には第一期分の奨励金を受け取る予定です。

過去1年間雇用保険の被保険者でなかった者(つまり、短期・短時間の勤務しかしていなかった者)であって、25歳以上40歳未満のものを「ハローワークの紹介」により雇入れ、6か月以上正規雇用した場合、「直接雇用型」の若年者等正規雇用化特別奨励金(平成24年3月31日までの暫定措置)が支給されます。

受給できる額は、中小企業の場合、第1期(雇入れから6か月後)50万円、第2期(雇入れから1年6か月後)25万円、第3期(雇入れから2年6か月後)25万円の計100万円となります。

この助成金の条件のポイントは、次のとおりです。

1) ハローワークへの事前手続きが必要

「ハローワークの紹介」であることが前提ですので、ハローワークに求人票を掲示するとともに、この奨励金の対象となる求人であることを明示しなければなりません。

なお、ハローワーク以外のルートからの応募で採用しようと思った方に「ハローワークに行つてうちの会社の職業紹介を受けてきてください。」と頼んで、改めてハローワークから紹介を受けて採用を決定してもこの奨励金の対象とはなりませんので、ご注意ください。

2) 対象労働者は、いわゆるパート・アルバイト以外の者

「正規雇用」が条件ですので、雇い入れた労働者は次のいずれにも該当していなければなりません。

雇用契約の期間の定めをしていないこと(つまり6か月、1年の有期雇用は不可)

通常の労働者と同程度の週所定労働時間であること

1週間の所定労働時間が30時間以上であること

3. たった一日で!申請期限を過ぎてしまったため支給を受けられなかった!

事例) C社 仙台市 事務機器卸業 従業員20名

派遣労働者を正社員として雇い入れてから6か月経過したので第1期の「派遣労働者雇用安定化特別奨励金」の支給申請を行おうと支給申請書の作成と添付書類の準備を始めました。ところが、忙しかつたことや、添付書類の準備に思いのほか手間がかかり、1か月以内という手続期限を1日過ぎてハローワークに申請書を提出したら受け付けてもらえませんでした。1日遅れただけで50万円の奨励金を受けることができず大変ショックを受けています。

派遣労働者雇用安定化特別奨励金は、雇入れより「6か月後(第1期)」、「1年6か月後(第2期)」、「2年6か月後(第3期)」から1か月以内に支給申請を行わなければなりません。この「1か月」とい

う申請期限を過ぎると、原則としてその期については支給を受けることができませんのでご注意ください。

なお、第1期の支給申請期限を過ぎてしまったため受給できなかった場合でも、第2期および第3期の奨励金を受給できなくなるわけではありません。

助成金・奨励金の支給申請には必ずと言って良いほど書類の添付が必要となります。この添付書類には、すぐに作成できるものもありますが、たとえば「派遣先管理台帳」のように日々記録しておかなければならないものもあります。この「派遣先管理台帳」の作成を怠っていた場合には、労働者派遣法上の問題はありますし、これを後から作成すると過去6か月以上の間の出勤時刻や派遣労働者が担当していた仕事の記録をすべて調べなければいけません。

助成金・奨励金の支給申請を行う場合には、「申請期限の厳守」は当然のことながら、「添付書類の事前準備」もしっかりと行うように心がけてください。できれば、正式な支給申請を行う前に支給申請書や添付書類をある程度整えて一度役所に持ち込みチェックを受けることをお勧めします。修正点や不足資料の指摘があっても、焦らずに対応することができますし、もし記入上不明なところがある場合には直接尋ねて解消することができます。

出典：リコーネットから抜粋しました、協力：リーガルネットワーク株式会社

メーカー最新情報
このコーナーで賛助会員各社の最新情報をお知らせします

富士ゼロックス
公式ホームページ
リニューアルのお知らせ

2013年1月4日
富士ゼロックスは、国内およびアジア・パシフィック地域の関連会社を含めた約70の公式ホームページのデザイン

を一新、12月末までに一斉にリニューアルしました。新しい公式ホームページは、米国ゼロックス社と同じサイトデザインとし、統一したブランドイメージとしてワールドワイドに訴求します。PC、タブレット端末、スマートフォンなど、お客様ご使用の端末に応じてコンテンツを最適に表示する「レスポンスWebデザイン」を実装注1し、より多くのお客様がホームページを快適にご利用いただけるようになりました。

注1：一部未対応のページがあります。

また、インターネットに関する技術開発と標準化を行う国際的団体「W3C」が策定するWebアクセシビリティの指針「Web Content Accessibility Guidelines 2.0」でLevel Aの達成基準を参照し、アクセシビリティの向上を図りました。例えば画像を閲覧できない状況を想定し、画像の他にその代替情報も提供することや正しい順序で内容を配置することにより、スクリーンリーダー（読み上げソフトウェア）でも同等の情報を入手できるなど、あらゆるお客様にとって利便性の高いサイトを目指しました。

当社はお客様の課題解決を支援するソリューション・サービスをワールドワイドに提供する企業として、コンテンツの充実と継続的な操作性改善に取り組んでまいりますので、今後ともぜひご愛顧のほどよろしくお願い申し上げます。

**メーカー最新
セミナー御案内**

リコージャパン株式会社が開催する2013年セミナーを下記のようにお知らせします。



2013.1.15(火)
オンデマンドイノベーションフェア POD WEEK 2013 in KYOTO 及びオンデマンドイノベーションセミナー、場所：リコージャパン京滋支社

2013.1.16(水)
リコープリンティングソリューションセミナーイン名古屋、内容：「次代のニーズに沿った提案型営業になる」場所：名古屋ルーセントタワー

2013.1.16(水)～1.18(金)
場所：リコージャパン、プリンティングイノベーションセンター
内容：「営業会議を変えればビジネスが変わる」その他詳細は別紙をご覧ください。

2013.1.17(木)他
リコープリンティングソリューションセミナー
セミナーオーバービューイン仙台、1.17、2.14、3.19の三日間に渡るセミナーを開催。内容：「小さな会社が大きく変革した」提案型営業「実践法」その他、場所：アーバンネット五橋ビル

2013.1.22(火)～24(木)
パワーウィークイン札幌 待望のPODソリューション展示会、待望のPODソリューション展示会と「知っ得!レイアウト作成/文字組版」セミナーを開催します。講師(株)カムロック百合智夫氏(1.23のみ)場所：リコージャパンソリューションステ

ジ、札幌北ビル
2013.1.25(金)
HINT de seminar「効果的なレタッチ・画像編集」
講師(株)カムロック百合智夫氏
場所：リコージャパン九州営業本部

2013.1.29(火)～2.1(金)
パワーウィークイン島根 待望のPODソリューション展示会と「イラスト編集・ロゴ作成」セミナーを開催します。講師(株)カムロック百合智夫氏(1.29のみ)場所：リコージャパン鳥取支社

以上の詳細については、複写連HPのメーカーセミナー情報欄にPDFファイルを掲載しています。

所属員の動向

(異動は複写連事務局まで)

会長行動記録・予定

- 2013.1.10 経済産業省新年表敬訪問
- 2013.1.15 関東複写センター協同組合賀詞交歓会
- 2013.1.16 日本画像情報マネジメント協会賀詞交歓会
- 2013.1.17 メーカー役員表敬訪問
- 2013.1.17 東京グライツ連合会新年会
- 2013.1.21 メーカー代表者表敬訪問
- 2013.1.24 PODテキスト作成準備委員会打合わせ
- 2013.1.24 POD業務広報に関する執筆委員会打合せ
- 2013.2.5 IMN協同組合情報交換会
- 2013.2.8 西日本情報マネジメント協会・九州イメージ情報業連合会合同新年賀詞交歓会参加
- 2013.2.14(木) 複写連経営会議
- 2013.2.14(木) 複写連通常理事会開催
- 2013.5.29(水) 複写連決算理事会
- 2013.5.29(水) 近畿複写産業協同組合創設50周年記念行事出席